

会員に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳ガイド協会(以下「この法人」という。)の定款第2章の規定に基づき、会員の種別、会費、入退会手続き、その他会員について必要な事項について定めるものとする。

(倫理)

第2条 この法人の会員は、定款第3条に定めるこの法人の目的を達するため、別に定めた倫理規定の理念と規範を職業行為の指針とし、高い志を持たなければならない。

(会員の種別)

第3条 この法人の会員の種別は定款第7条に定める正会員、賛助会員、永年会員及び名誉会員の4種とし、このうちの正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の社員とする。

(正会員)

第4条 この法人の正会員は以下の2種とする。

- (1) 当会の職能別資格検定試験に合格し理事会の承認に基づきガイド資格の認定通知を受け、この法人の目的に賛同して入会した者。
- (2) 理事会がその学識経験または社会的功労を認め入会を承認し、この法人の目的に賛同して入会した者

(賛助会員)

第5条 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体で、理事会が承認した者とする。

(永年会員)

第6条 第4条の正会員でガイド資格を持たずに継続してこの法人の会員を希望する者。

- (1) 継続して10年以上、当会正会員であること。
- (2) 満65才以上であること。
- (3) 所定の書式をこの法人の理事長に提出すること。

(名誉会員)

第7条 この法人に対して特に功労があり、次の各号のすべてに該当する者で、会長が推薦し、社員総会で入会が認められた者とする。

- (1) 継続して30年以上正会員であること。
- (2) 満60才以上であること。

(3) 会員継続20年以上の正会員5名の推薦があること。

2 名誉会員となった者は、この法人の会費を免除される。

(会費等)

第8条 各会員種別による入会金、年会費及び登録料等は次のとおりとする。

(1) 正会員のうち、ガイド資格の認定を受けた者

1) 国際山岳ガイド 入会金 25,000円 年会費 25,000円

2) 国際山岳ガイドを除く全てのガイド資格 入会金 25,000円 年会費 15,000円

3) 付帯資格として国際マウンテンリーダー 連盟IML資格 年会費 10,000円

(2) 正会員のうち、ガイド資格の認定を受けていない者

入会金 25,000円 年会費 15,000円

(3) 賛助会員に該当する者

1) 法人賛助会員 年会費 30,000円/一口

2) 団体賛助会員 年会費 10,000円/一口

3) 個人賛助会員 年会費 5,000円/一口

(4) 永年会員

年会費 3,000円

(会費の支払)

第9条 会費は原則として1年度分(4月1日より翌年3月31日まで)を一括して納入するものとし、その期限は5月31日とする。

2 入会金及び会費の納入は、この法人が指定する金融機関の口座に送金することとし、その送金手数料は送金人の負担とする。ただし、第4条第1号と第6条に規定する会員の会費は、所属する正会員団体が所属する会員の会費を取りまとめて一括で送金することにより支払うものとする。

3 送金された入会金及び会費については、領収書の発行は行わない。

4 会計年度中、ガイド資格種別の変更があった場合、変更された会費の差額は速やかに納入しなければならない。但し、会費の差額が減少した場合には、払い戻しを行わない。

(入会)

第10条 この法人に会員として入会しようとする者の申込みについては次の各号による。

(1) 所定の入会申込書を、この法人の理事長に提出する。

(2) 会員の資格は、所定の入会金及び会費の納入により発効する。

(休会)

第11条 会員は、次の各号の場合には休会することができる。

(1) 病気、怪我等で業務が継続できない場合。

(2) 止むを得ない事由によりこの法人が認めた場合。

(休会の届出及び処遇)

第12条 会員がこの法人を休会しようとする場合は、次の各号による。

- (1) 所定の休会届をこの法人の理事長に提出する。
- (2) 休会の効力は、会員からの届出により発生し、復会の届出により消滅する。
- (3) 休会の期間が3年を超える場合には、その時点において延長の届出をするものとする。
この場合において、延長は1年ごとに行うものとする。
- (4) 休会者については、会費の納入を免除する。
- (5) 休会者については、更新研修の受講資格およびガイド業務を停止する。

(復 会)

第13条 休会の会員が復会しようとする場合は、次の各号による。

- (1) 休会前の資格の有効期間内であれば、その期間を有効とし復会することが出来る。
- (2) 有効期間を超えて復会をする場合、復会のためである旨を伝えた上で更新研修会に出席し所定の回数を修了した時点で職能範囲を復活する。

(退 会)

第14条 会員がこの法人を退会しようとする場合は、所定の退会届をこの法人の理事長に提出する。

(会員資格の喪失の時期)

第15条 原則として会員資格の喪失の時期は、退会届をこの法人が受理した日とする。

(会員資格の停止と解除)

第16条 会員がこの法人が指定した期日までに会費を納入しなかった場合には、滞納会費が納入される日まで、その会員のガイド資格を停止する。

2 この法人が指定する資格更新研修を期限以内に修了していない第4条第1項の正会員は、その研修が修了する日までその会員のガイド資格を停止する。

(再入会)

第17条 この法人を退会した者の再入会することについては、第10条の規定を準用するほか、次の各号による。

- (1) 定款第10条第2号又は同条第4号により資格を喪失した者は、その喪失理由が解消された事を証明しなければならない。
- (2) 定款第10条第5号により資格を喪失した者は、その滞納金を弁済した後でなければ再入会申込みを行うことができない。
- (3) 定款第12条第1項により、除名処分を受けた者の再入会については総会の定めるところによる。

- (4) 資格の有効期間を喪失して再入会をする場合、再入会の旨を伝えた上で更新研修会に出席し所定の回数を終了した時点で再入会することができる。

(異動)

第18条 会員は、勤務先、居住地等に変更があった場合は、速やかに所定の書式によってその事実を事務局に通知しなければならない。

2 第4条第1号に規定する正会員が、所属する正会員団体、他の正会員団体へ異動する場合は、速やかに所定の書式によってその事実を事務局に通知しなければならない。

(ガイド業と正会員団体)

第19条 第4条第1号と第6条の者は、10名以上の正会員で構成する団体に所属し、営業にあたってはこの法人の倫理規定及び関係法令等を遵守しなければならない。

2 前項の構成団体を正会員団体とよぶ。

3 正会員団体はこの法人に登録する。

4 正会員団体は、この法人が別に理事会で定める機能を有する。

5 構成団体が、構成要因の10名以上の正会員を欠く場合は、速やかに会員を受け入れ構成要因を満たさなければならない。

6 1年以上に亘って構成要因を満たすことのできない団体は、他団体との合併若しくは解散しなければならない。

(改定)

第20条 この規程を改定する場合は、社員総会の承認を必要とする。但し、定款の規程によらない細部に関しては、理事長が理事会に諮って決定する。

附則

1. この規則は、公益社団法人日本山岳ガイド協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
2. この法人の在籍期間には、旧社団法人日本アルパイン・ガイド協会会員および旧日本山岳ガイド連盟会員としての在籍期間も含むものとする。
3. 平成27年4月1日改訂
4. 令和6年5月21日改訂
5. 令和8年5月19日改訂